

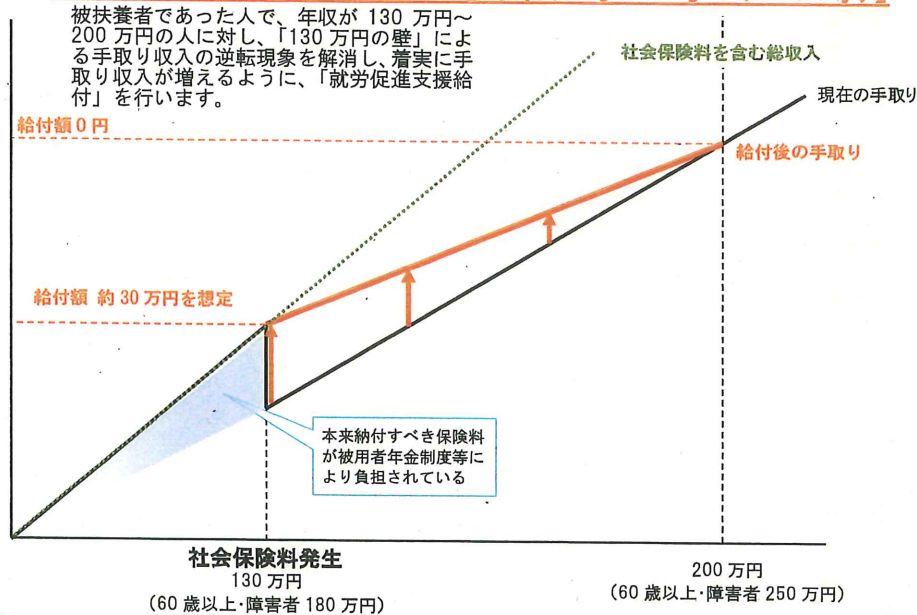
立憲民主党「年収の壁」等に対する提案

「年収の壁」とは

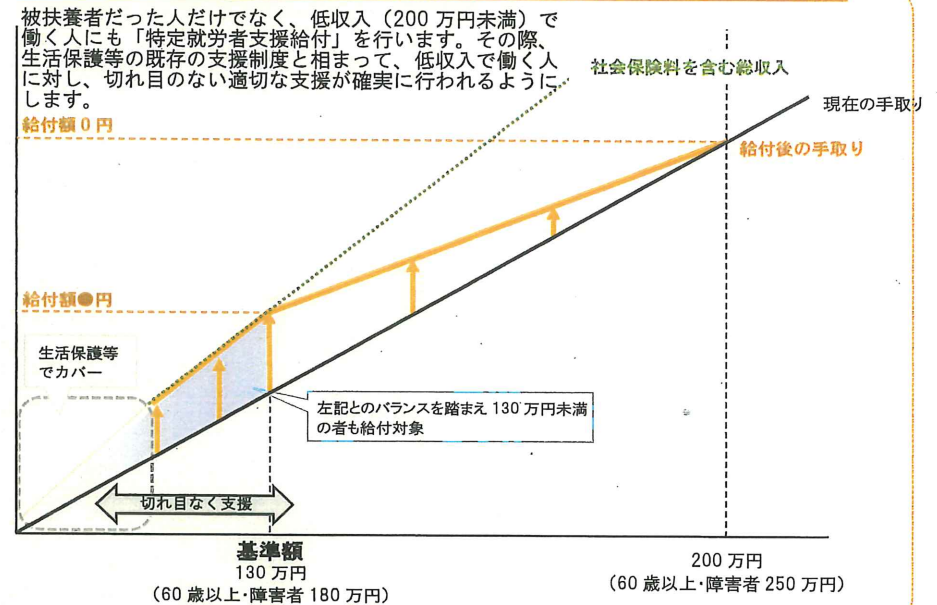
- 一定の規模を超える事業所（※）に勤める短時間労働者であれば、年収「106万円」以上となると、社会保険料を支払うことになって手取りが減ります。しかし、厚生年金が適用されて将来受け取れる年金給付が増える、健康保険等から傷病手当金・出産手当金を受給できるようになるというメリットがあります。私たちは「106万円」を「壁」と捉えていません。
 - 問題なのは「130万円の壁」です。①自営業・フリーランスの人、②一定の規模以下の事業所（※）で働く短時間労働者は、「130万円の壁」を越えて被扶養者でなくなった際に、国民年金・国民健康保険の保険料を支払い、手取りが減ることになる一方、年金給付等のメリットは得られません。
- ※2024年10月以降は従業員50人

当分の間の措置（就労支援給付制度）

就労促進支援給付【「年収の壁」対策（3号→1号のケース等）】



特定就労者支援給付【低所得就労者対策（1号のケース等）】



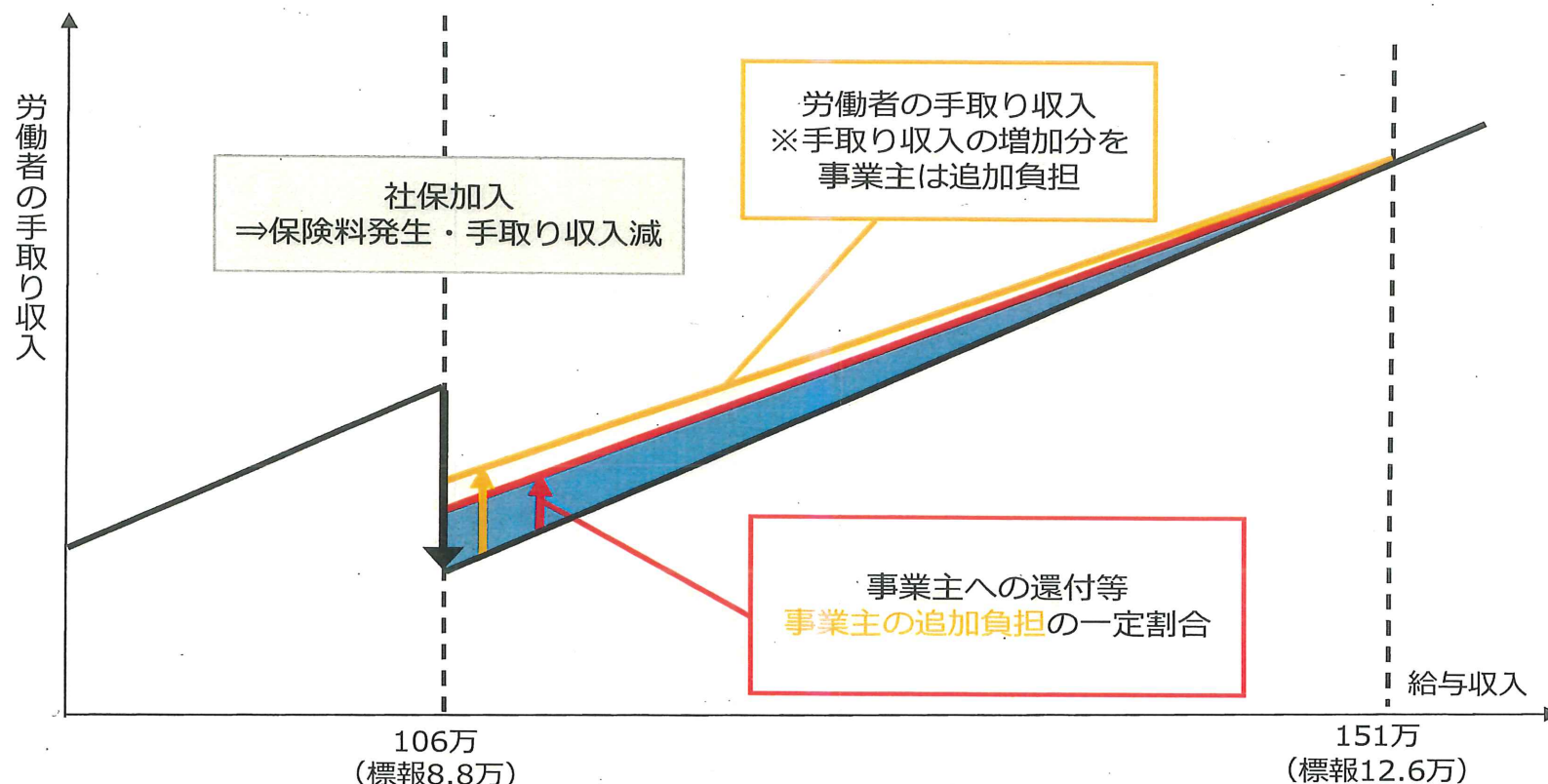
抜本的改革

- ◇第3号被保険者制度の見直しについて検討します。
- ◇企業で働く人のため、厚生年金・健康保険の適用拡大を進めます。
 - 中小零細企業で働いていても厚生年金・健康保険に加入できるよう、新たに適用される事業所に必要な支援策を講じた上で企業規模要件を撤廃します。
 - 年収「106万円」（月額8.8万円）は「壁」でないため、年収「92万円」（月額7.7万円）に引き下げ、より低い収入の人でも厚生年金・健康保険が適用されるようにします。
- ◇多様な就労形態で働く人の処遇改善、社会保障の充実について検討します。

企業規模要件撤廃等に伴う経過措置（就業調整を減らすための保険料調整）案（概要）

- 今回の改正で適用が拡大される比較的小規模な企業（従業員数50人以下の法人等や一部業種における5人以上の個人事業所。任意で適用を受ける企業を含む。）で働く短時間労働者（標準報酬月額が12.6万円以下の者を念頭）について、社会保険加入に伴う手取りの減少を緩和し、就業調整を減らし、被用者保険の持続可能性の向上につなげる観点から、国の定める負担割合を前提に、事業主が労使折半を超えて保険料を負担することができる特例的・時限的な経過措置を設けるとともに、この特例措置を利用した事業主に対して労使折半を超えて負担した保険料の一定割合を制度的に支援する。
- 特例措置の適用を希望する事業主は、適用開始時に年金事務所等にその旨の簡素な申し込みを行うことで適用できることとし、特例措置の適用期間（3年間）の期間中は、特段の申請等を要することなく、制度的支援を活用できるものとする。

□ 保険料調整後の手取り収入・調整額のイメージ



キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）計画届受理件数（※速報値）

令和 7 年 3 月末時点 ※1

企業規模別件数※2			キャリアアップ計画件数 (合計)
100人以下	101人～500人	501人以上	
20,055件	2,596件	1,147件	23,798件
<参考> 短時間労働者労働時間延長コース※3のキャリアアップ計画件数（令和 5 年10月～令和 6 年 3 月末時点）			4,106件

※1 令和 5 年10月20日受付開始以降の累計。

※2 常時雇用する労働者（2 か月を超えて使用される者であり、かつ、過当たりの所定労働時間が当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等である者）の数による。

※3 週所定労働時間の延長により、新たに有期雇用労働者等を社会保険の被保険者とした事業主に対して助成を行うもの。令和 6 年 3 月末までの経過措置。

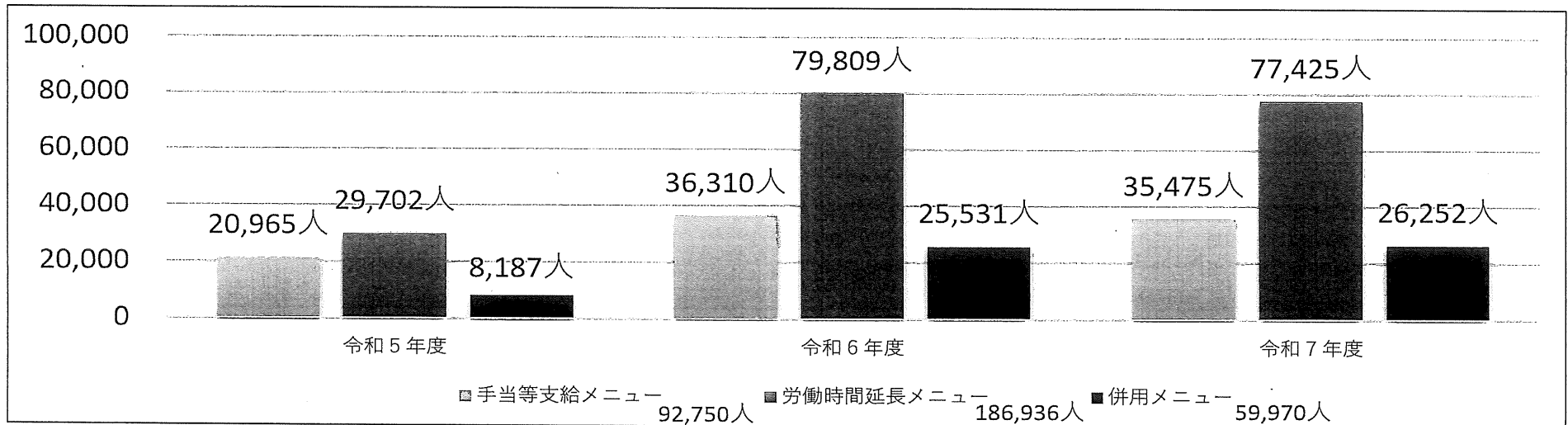
参考：各年度ごとの取組開始予定労働者数（令和 5 年度～令和 7 年度）

令和 7 年 3 月末時点 ※4

取組予定労働者数（R5～R7合計）	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
339,656人	58,854人	141,650人	139,152人
<参考>短時間労働者労働時間延長コース 8,710人	8,710人	-	-

※4 令和 5 年10月20日受付開始以降の累計。各年度に新たに取組開始を予定している労働者数。

企業から提出された計画届に現時点の見込みとして記載された労働者数を足し上げたものであり、支給申請件数や支給実績とは異なる。



いわゆる「106万円の壁」を意識している第3号被保険者の推計

第23回社会保障審議会年金部会（2024年12月10日）資料 1

- 週所定労働時間が15時間以上であって、いわゆる「106万円の壁」を意識している可能性がある第3号被保険者は、企業規模100人超で約50万人と見込まれ、さらに今年10月の50人超への拡大で新たに約15万人が加わって、合計で約65万人と推計される。
- この約65万人のうちには、就業調整を行わず厚生年金の適用を希望する方や、たまたま年収がこの水準にとどまっている方がおり、手取り収入の減少を回避して就業調整する方は、さらに少ないことが見込まれる。

年 収	厚生年金保険料：8,052円 (標報8.8万円の場合の本人負担)		国民年金保険料：16,980円（R6年度）		非 扶 養
	2号	2号（令和6.10～） 1号（～令和6.9）	1号	1号	
130万円	2号	1号（～令和6.9）	1号	1号	扶 養
106万円	現2号 約13万人（※3）	10万人（※1）	31万人（※1） 3号	3万人（※1） 3号	
	50万人（※2） 3号	5万人（※2） 3号	21万人（※2） 3号	3万人（※2） 3号	
勤務先 企業規模	100人超	100人以下 ～ 50人超	50人以下	非適用個人事業所	

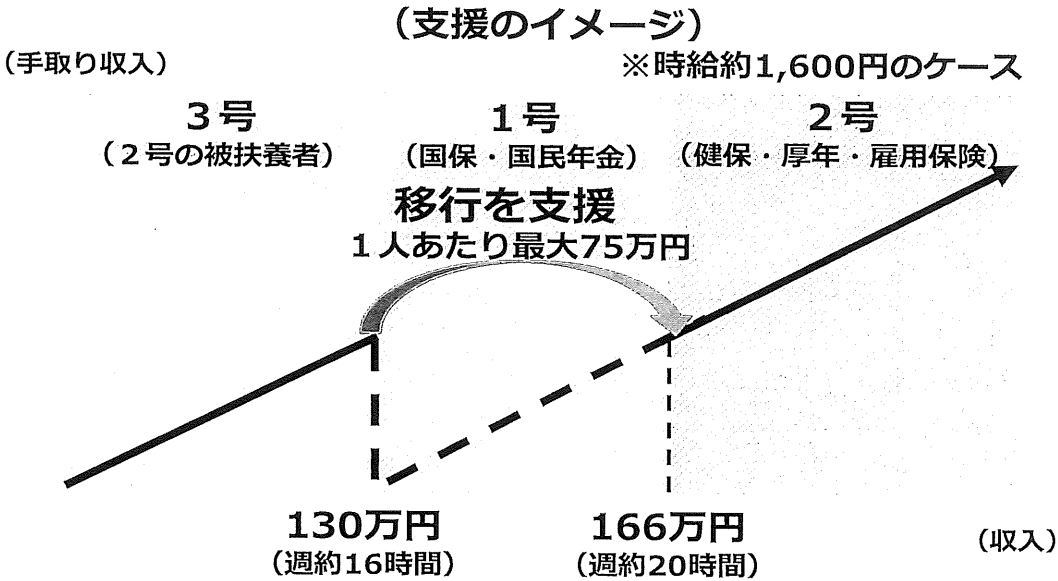
※1 令和4年の基本月給が8.8万～10.8万円かつ週所定労働時間が15時間以上である第3号被保険者の人数
※2 令和4年の基本月給が7.8万～8.8万円かつ週所定労働時間が15～30時間である第3号被保険者の人数
※3 令和6年4月時点で、標準報酬月額8.8万～10.4万円の短時間被保険者の人数
(出所) 第3号被保険者の人数は「令和4年公的年金加入状況等調査」を用いて特別集計したもの。第2号被保険者の人数は「厚生年金保険・国民年金事業状況」

いわゆる「年収130万円の壁」について、手取りの減による働き控えの解消を図るため、被用者保険への移行を促し、壁を意識せず働くことができるよう、賃上げや就業時間の延長等を通じて労働者の収入を増加させる事業主を支援する措置を令和7年度中から実施。

3号の種類	人数 (注1)	対応
① 従業員50人超の企業で週20時間未満働く場合 例：夜間のスーパー等でのパート	10万人	労働時間の延長等を通じ週20時間以上働き、被用者保険に移行する取組を行う事業主に対し支援
② 従業員50人以下の企業で被用者保険に加入していない短時間労働者 例：従業員20人の町工場でのパート	31万人	※②について、労働時間の延長等を通じ週30時間以上働き、被用者保険に移行する取組を行う事業主に対し支援(注2)
③ 被用者保険非適用事業所で働く場合 例：5人未満の個人事業所等	3万人	労使合意に基づき被用者保険の対象となる事業主に対し①②と同様に支援

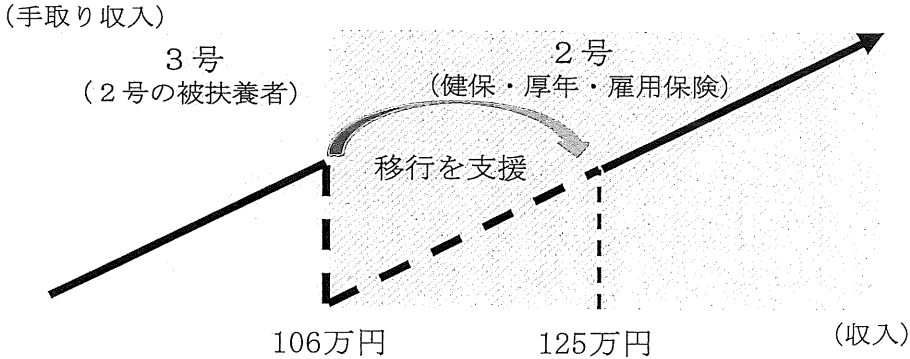
(注1) 令和4年の基本月給が8.8万円（年収約106万円）～10.8万円（年収約130万円）かつ週所定労働時間が15時間以上である第3号被保険者の人数（出所：厚生労働省の特別集計）。

(注2) 労使合意に基づき任意で短時間労働者への適用を行う事業主についても支援を行う。



(参考) 「106万円の壁」対策のキャリアアップ助成金

○ 新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる取組を行う事業主に対して助成（3年間で1人当たり最大50万円）。



キャリアアップ助成金の拡充案(「年収130万円の壁」への対応)

現行の労働時間延長メニュー

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
①	4時間以上	—	30万円
②	3時間以上 4時間未満	5%以上	
③	2時間以上 3時間未満	10%以上	
④	1時間以上 2時間未満	15%以上	

- (注)・助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。
 ・取組から6ヶ月後に支給申請。
 ・賃金は基本給。

短時間労働者労働時間延長支援コース(仮)

【1年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模事業者
①	5時間以上	—	40万円	50万円
②	4時間以上 5時間未満	5%以上		
③	3時間以上 4時間未満	10%以上		
④	2時間以上 3時間未満	15%以上		

- (注)・助成額は大企業の場合は中小企業の3/4の額。
 ・取組から6ヶ月後に支給申請。
 ・賃金は基本給。
 ・現行のメニューからの切り替え可。複数年度かけて上記要件を満たす場合も対象。

【2年目】

	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額	
			中小企業	小規模事業者
①	労働時間を更に 2時間以上延長	—	20万円	25万円
②	—	基本給を更に5% 以上増加又は昇給、 賞与若しくは退職 金制度の適用		

- (注)・被用者保険への継続加入が必要。
 ・助成額は大企業の場合は中小企業の3/4の額。
 ・取組から1年6ヶ月後に支給申請。
 (被用者保険適用後1年目と2年目で比較)
 ・賃金は基本給。